

日本が締結している二国間原子力協力協定-1

相手国	署名日	発効日	有効期間等
カナダ	1959.7.2 改正: 1978.8.22	1960.7.27 改正: 1980.9.2	10年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
豪州	1972.2.21 改正: 1982.3.5	1972.7.28 改正: 1982.8.17	30年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
中国	1985.7.31	1986.7.10	15年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年に毎自動延長
米国	1968.2.26 1987.11.4	1968.7.10 改正: 1988.7.17	30年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
仏国	1972.2.26 改正: 1990.4.9	1972.9.22 同左: 1990.7.19	45年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
英国	1998.2.25 改正: 2020.12.16	1998.10.12 改正: 2021.9.1	25年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
EURATOM	2006.2.27	2006.12.20	30年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
カザフスタン	2010.3.2	2011.5.6	10年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
ベトナム	2011.1.20	2012.1.21	10年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
韓国	2010.12.20	2012.1.21	10年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
ヨルダン	2010.9.10	2012.2.7	20年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
ロシア	2009.5.12	2012.5.3	25年、その後は6か月の事前通告を経て終了
トルコ	2013.4.26	2014.6.29	15年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
アラブ首長国連 (UAE)	2013.5.2	2014.7.10	20年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
インド	2016.11.11	2017.7.20	40年、その後は6か月前に事前通告しない限り10年毎に自動延長

出典:玉井広史 他、「原子力平和利用の国際的な協力における核不拡散の確保と主要国の核不拡散政策に関する分析」、JAEA-Review 2014-029、URL:

<https://doi.org/10.11484/jaea-review-2014-029>、原子力機構、原子力ポケットブック、第9章 二国間原子力協定、URL:

<https://www.jaea.go.jp/04/iscn/archive/pocketbook/pocketbook09-01.pdf>、日本原子力産業会議、「原子力国際条約集」、平成5年6月10日発行

日本が締結している二国間原子力協力協定-2 カザフスタン、ベトナム、ヨルダン、トルコ、UAEとの協定の主な内容

相手国	主な内容
カザフスタン	<ul style="list-style-type: none">核物質、高温ガス炉を含む原子力関連品目及びその関連技術の移転ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない
ベトナム	<ul style="list-style-type: none">核物質・資材・設備及び技術の供給・受領と役務の提供ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない本協定の適用を受ける核物質のベトナムに管轄内における濃縮、再処理に関しては両国の同意が必要
ヨルダン	<ul style="list-style-type: none">核物質・資材・設備及び技術の供給・受領と役務の提供ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない本協定の適用を受ける核物質のヨルダン管轄内における濃縮・再処理の禁止
トルコ	<ul style="list-style-type: none">核物質・資材・設備及び技術の供給・受領と役務の提供ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムの移転は、書面の合意による本協定の改正を経て可能本協定の適用を受ける核物質のトルコ管轄内における濃縮、再処理に関しては両国の書面による同意が必要協定の有効期間は15年間、5年毎の自動延長を規定
アラブ首長国連邦 (UAE)	<ul style="list-style-type: none">核物質・資材・設備及び技術の供給・受領と役務の提供ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない本協定の適用を受ける核物質のUAE管轄内における濃縮・再処理の禁止

日印原子力協力協定

協定の構成

- 協定本文**:前文、第1条～第17条、附屬書A及び附屬書B

- ✓ 附屬書A:原子炉関連機器の定義等を規定
- ✓ 附屬書B「インド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の再処理」:インドでの協定対象核物質の再処理実施に係る諸条件を規定

- 見解及び了解に関する公文** (Note on Views and Understanding)

- ✓ 核実験モラトリアムの継続など、核不拡散コミットメントを再確認したムカジー外相（当時）の声明（2008.9.5）を協定に基づく協力の不可欠な基礎とし、コミットメントに変更があれば、日本は協定の終了、協力の停止、核物質の返還を要求できること等を記載

協定の特徴とポイント

- ✓ 日本にとって、核兵器不拡散条約（NPT）に加盟していない国との初めての協定
- ✓ 「見解及び了解に関する公文」でインドが核実験を実施すれば、協定の終了、協力の停止、核物質の返還を要求する権利を行使できる旨を記載（インドと他国の協定にはない記載）
- ✓ 協定本文で、協力の停止に際し安全保障を鑑みた対応か、また返還請求の際にはエネルギー安全保障の達成に係る原子炉の継続運転の重要性につき考慮を払う等の規定（日本と他国との協定にはない記載）
- ✓ インド国内での協定対象核物質の20%未満のウラン濃縮と再処理をIAEA保障措置適用施設で許容
- ✓ ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウム（Pu）転換等に係る技術と設備、並びにPuは、協定を改正しない限り移転されない
- ✓ IAEA保障措置（追加議定書を含む）、計量管理制度の維持、原子力安全条約及び改正核物質防護条約の遵守、IAEA核セキュリティ勧告（INFCIRC/225.Rev.4）を指針とする（但し、インドの保障措置はINFCIRC/66型）
- ✓ 有効期間は40年、10年毎の自動延長
- ✓ 2016年11月12日署名、2017年7月20日発効